非常勤職員賃金規程

社会福祉法人 ゆめさき会

目　次

第 １ 章　総　則
第 １ 条（目的）
第 ２ 条（適用範囲）
第 ３ 条（賃金の支給範囲）

第 ２ 章　賃　金
第 ４ 条（賃金の支払い方法）
第 ５ 条（賃金からの控除）
第 ６ 条（賃金の計算期間及び支払日）
第 ７ 条（欠勤等の扱い）
第 ８ 条（休暇・休業等の賃金）

第 ３ 章　月例賃金
第 ９ 条（賃金の構成）
第１０条（基本給）
第１１条（役職手当）
第１２条（資格手当）
第１３条（家族手当）
第１４条（住宅手当）
第１５条（通勤手当）
第１６条（手当発生、変更、休止届出）
第１７条（不正の届出）
第１８条（割増手当）
第１９条（夜勤手当）
第２０条（宿日直手当）
第２１条（処遇改善手当）

第 ４ 章　賞与及び昇給
第２２条（賞与）
第２３条（昇給）

第 ５ 章　退職金
第２４条（退職金の支給対象者）
第２５条（退職金の支給及び基準）

第１章　総　則

（目的）

第　１　条 この規程は、就業規則第33条（賃金、退職金及び出張旅費）の規定により、非常勤職員の賃金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第　２　条　この規程は就業規則第2条（定義、適用範囲及び職員の区分）に定める非常勤職員に適用する。

（賃金の支給範囲）

第　３　条　賃金とは、非常勤職員の労働の対価として支払われるすべてのものをいう。したがって、非常勤職員が労働しないときは法令が定める場合を除き、賃金を支払わない。

第２章 賃金

（賃金の支払い方法）

第　４　条 賃金の支払方法は、常勤職員賃金規程第4条（賃金の支払い方法）を準用する。

（賃金からの控除）

第　５　条　法令の対象となる非常勤職員については、次に掲げるものを賃金から控除する。

（1）源泉所得税

（2）住民税

（3）健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険の被保険者負担分

（4）雇用保険の保険料の被保険者負担分

（5）その他、職員の過半数を代表する者との書面による協定により控除することとしたもの

（賃金の計算期間及び支払日）

第　６　条　賃金の計算期間及び支払日については、常勤職員賃金規程第6条（賃金の計算期間及び支払日）を準用する。

（欠勤等の扱い）

第　７　条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、時間単位とする。ただし、１時間未満の端数は切り捨てる。

（休暇・休業等の賃金）

第　８　条 休暇・休業の賃金については、常勤職員賃金規程第9条（休暇・休業等の賃金）の規定

を準用する。

第３章 月例賃金

（賃金の構成）

第 ９ 条　賃金の構成は常勤職員賃金規程第10条（賃金の構成）の規定を準用する。

（基本給）

第１０条 基本給は時間給とし、（別表1）非常勤職員基本給表のとおり、職務内容、成果、能力、
経験等を考慮して各人別に決定する。

２　新たに非常勤職員になった者の初任給は、（別表2）初任給基準表に準拠し、その者の経験、能力、職務の必要性を勘案して決定する。

３　職務の等級は、常勤職員賃金規程(別表3）キャリアパス基準に準拠する。

４　経済情勢の変動または福祉サービス等報酬の改定等がある場合には、理事会の承認を得て基本給表およびキャリアパス基準の改定を行なうことがある。

（役職手当）

第１１条　役職手当は、役職にある非常勤職員に対し次のとおり支給する。

職名	月額
管理者：ろはうす	69円
サービス管理責任者：ろはうす	69円
管理者補佐	69円
主任	58円

（資格手当）

第１２条　資格手当は、以下の資格を有する非常勤職員に支給する。

資格	時給
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、看護師、管理栄養士	29円
准看護師、栄養士	17円

（家族手当）

第１３条　家族手当は、以下の被扶養者（社会保険上）のある非常勤職員に支給する。

区分	時給
配偶者	93円
配偶者以外の満22歳未満の子及び孫	29円
配偶者のいない場合の満22歳未満の被扶養者１人に限り	58円
満60歳以上の父母及び祖父母	17円
満22歳未満の弟妹	
心身に著しい障害のある家族（重度心身障害者）	
その他の被扶養者１人につき	

（住宅手当）

第１４条　住宅手当は、次に掲げる非常勤職員に支給する。

（1）自ら住宅を借り受け、月額10,000円以上の家賃を支払っている。

（2）非常勤職員が所有する住宅に居住し、かつ、世帯主である非常勤職員。

２　住宅手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1）前項第1号に掲げる非常勤職員は家賃の月額から10,000円を控除した額に対して172(月平均所定労働時間）で除した額（ただし上限、時給145円）を支給する。

（2）前項第2号に掲げる非常勤職員は時給11円とする。

（通勤手当）

第１５条　通勤手当については、常勤職員賃金規程第17条（通勤手当）の規定を準用する。

（手当発生、変更、休止届出）

第１６条　固定的手当の発生、変更、休止に関する事項は、常勤職員賃金規程第18条（手当発生、変更、休止届出）の規定を準用する。

（不正の届出）

第１７条　不正の届け出については、常勤職員賃金規程第19条（不正の届出）の規定を準用する。

（割増手当）

第１８条　次の各項の算式により計算して支給する。

２　法定時間外労働割増賃金

(1) 月間60時間以内
　(基本給＋資格・処遇改善)×1.25×法定時間外労働時間

(2) 月間60時間超
　(基本給＋資格・処遇改善)×1.5×法定時間外労働時間

3　深夜労働割増賃金
　(基本給＋資格・処遇改善)×0.25×深夜労働時間

4　法定時間外労働が深夜時間帯に及ぶ場合は、第2項の割増賃金に、第3項の割増賃金を加算して支払うものとする。ただし、夜勤手当が支給される時間帯については、夜勤手当に深夜割増賃金相当額が含まれているため、第3項の割増賃金は別途加算しないものとする。

（夜勤手当）

第１９条　夜勤手当の支給額は、夜間労働を命ぜられ夜間労働をした非常勤職員に対し一夜につき5,000円支給する。

2　前項の夜勤手当には、労働基準法に基づく深夜割増賃金相当額が含まれているものとする。その額は、当該夜間勤務における深夜労働時間数に対し、第18条第3項の計算式を乗じて得た額とする。

3　前項の深夜割増賃金相当額が、夜勤手当の額を下回ることはないものとする。

（宿日直手当）

第２０条　宿日直手当については、別に定める「宿日直規程」による。

（処遇改善手当）

第２１条　福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる手当については処遇改善手当として（別表2）非常勤職員処遇改善手当区分表のとおり支給する。

2　前項に定める手当について、加算金が減少した場合には減額して支給する場合がある。また、制度が終了すると同時に廃止するものとする。

3　年度内の残額については６月の賞与対象者に上乗せして支給する。

第４章　賞与及び昇給

（賞与）

第２２条　賞与については、常勤職員賃金規程第25条（賞与）の規定を準用する。

（昇給）

第２３条　基本給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務した時は、人事評価に基づき昇給させることができる。

２　昇給は、別に定める「人事評価規程」により勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮し、予算の範囲内で行うこととする。

３ 前項の規定にかかわらず、特に昇給させることを適当と認めた者については、特別に昇給を行うことができる。

４ 昇給の時期は、原則として4月1日とする。

５　非常勤職員の基本給が、その属する等級の上限を超えることとなった場合でも、その非常勤職員が同一の等級にある間は昇給しない。ただし、良好な成績で勤務した者で、他の非常勤職員との均衡上必要と認められる場合、理事長は、その非常勤職員の属する等級における上限を超えて基本給を決めることができる。

第５章　退職金

（退職金の支給対象者）

第２４条　非常勤職員のうち、次の各号の要件をいずれも満たす者（以下「対象職員」という）が退職し又は解雇されたときは、退職金を支給する。

(1) 週の所定労働時間が、常勤職員の所定労働時間の3分の2以上であること。

(2) 雇用契約期間が1年以上であること（当初の契約期間が1年未満であっても、更新により引き続き1年を超えて勤務することとなった場合を含む）。

（退職金の支給及び基準）

第２５条　対象職員に対する退職金は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度、及び兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に基づき支給される退職手当金及び退職共済金をもってこれに充てる。

２　前条の要件を満たさないパート職員等については、退職金は支給しない。

３　対象職員の資格の取得・喪失、掛金、退職金の支給要件、制限、不支給、及び算定等については、それぞれの法、規程及び事務取扱基準の定めるところによる。

附　則

1.この規程は、2026年(令和 8年)10月 1日から施行する。
2.この規程の実施により、従前の「常勤嘱託職員、非常勤職員就業規則」は廃止する。

非常勤職員基本給表（単位:円）

	1等級	2等級	3等級
号棒	ピッチ額 3	ピッチ額 4	ピッチ額 5
1	1,000	1,050	1,120
2	1,003	1,054	1,125
3	1,006	1,058	1,130
4	1,009	1,062	1,135
5	1,012	1,066	1,140
6	1,015	1,070	1,145
7	1,018	1,074	1,150
8	1,021	1,078	1,155
9	1,024	1,082	1,160
10	1,027	1,086	1,165
11	1,030	1,090	1,170
12	1,033	1,094	1,175
13	1,036	1,098	1,180
14	1,039	1,102	1,185
15	1,042	1,106	1,190
16	1,045	1,110	1,195
17	1,048	1,114	1,200
18	1,051	1,118	1,205
19	1,054	1,122	1,210
20	1,057	1,126	1,215
21	1,060	1,130	1,220
22	1,063	1,134	1,225
23	1,066	1,138	1,230
24	1,069	1,142	1,235
25	1,072	1,146	1,240
26	1,075	1,150	1,245
27	1,078	1,154	1,250
28	1,081	1,158	1,255
29	1,084	1,162	1,260
30	1,087	1,166	1,265
31	1,090	1,170	1,270
32	1,093	1,174	1,275
33	1,096	1,178	1,280
34	1,099	1,182	1,285
35	1,102	1,186	1,290
36	1,105	1,190	1,295
37	1,108	1,194	1,300
38	1,111	1,198	1,305
39	1,114	1,202	1,310
40	1,117	1,206	1,315
41	1,120	1,210	1,320
42	1,123	1,214	1,325
43	1,126	1,218	1,330
44	1,129	1,222	1,335
45	1,132	1,226	1,340
46	1,135	1,230	1,345
47	1,138	1,234	1,350
48	1,141	1,238	1,355
49	1,144	1,242	1,360
50	1,147	1,246	1,365
51	1,150	1,250	1,370
52	1,153	1,254	1,375

53	1,156	1,258	1,380
54	1,159	1,262	1,385
55	1,162	1,266	1,390
56	1,165	1,270	1,395
57	1,168	1,274	1,400
58	1,171	1,278	1,405
59	1,174	1,282	1,410
60	1,177	1,286	1,415
61	1,180	1,290	1,420
62	1,183	1,294	1,425
63	1,186	1,298	1,430
64	1,189	1,302	1,435
65	1,192	1,306	1,440
66	1,195	1,310	1,445
67	1,198	1,314	1,450
68	1,201	1,318	1,455
69	1,204	1,322	1,460
70	1,207	1,326	1,465
71	1,210	1,330	1,470
72	1,213	1,334	1,475
73	1,216	1,338	1,480
74	1,219	1,342	1,485
75	1,222	1,346	1,490
76	1,225	1,350	1,495
77	1,228	1,354	1,500
78	1,231	1,358	1,505
79	1,234	1,362	1,510
80	1,237	1,366	1,515
81	1,240	1,370	1,520
82	1,243	1,374	1,525
83	1,246	1,378	1,530
84	1,249	1,382	1,535
85	1,252	1,386	1,540
86	1,255	1,390	1,545
87	1,258	1,394	1,550
88	1,261	1,398	1,555
89	1,264	1,402	1,560
90	1,267	1,406	1,565
91	1,270	1,410	1,570
92	1,273	1,414	1,575
93	1,276	1,418	1,580
94	1,279	1,422	1,585
95	1,282	1,426	1,590
96	1,285	1,430	1,595
97	1,288	1,434	1,600
98	1,291	1,438	1,605
99	1,294	1,442	1,610
100	1,297	1,446	1,615

非常勤職員賃金規程 別表2

初任給基準表

学　　歴	初任給
大学卒	1等級17号 （介護福祉士等所持2等級9号）
短大卒	1等級9号 （介護福祉士等所持2等級1号）
高校卒	1等級1号

非常勤職員処遇改善手当区分表

区分	対象職員	時給
A-2	【勤続年数20年以上の以下の職員】 管理監督者、役職者のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、看護師、准看護師、管理栄養士の何れかの資格を有するもの。	348円
A-1	【勤続年数20年未満の以下の職員】 管理監督者、役職者のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、看護師、准看護師、管理栄養士の何れかの資格を有するもの。	319円
B-2	【勤続年数10年以上の区分Aに該当しない以下の職員】 福祉・介護職員（生活支援員、世話人）、看護職員、栄養士、サービス管理責任者、管理者、副施設長、施設長の職種うち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士の何れかの資格を有するもの。	290円
B-1	【区分A、B-2に該当しない以下の職員】 福祉・介護職員（生活支援員、世話人）、看護職員、栄養士、サービス管理責任者、管理者、副施設長、施設長の職種	261円
C-2	【勤続年数10年以上の以下の職員】 区分A、Bに該当しない職種。	232円
C-1	【勤続年数10年未満の以下の職員】 区分A、Bに該当しない職種。	203円

※区分内における兼務については重複支給しない。
※兼務等により対象者区分が跨る際は、按分して支給する。
※上記勤続年数の基準日は4月1日とする。